

## 都道府県間の調整に関する関係法令等

### 【医療計画】

#### 「医療法」(昭和23年第205号)(抄)

○ 第30条の4第9項

都道府県は、医療計画を作成するに当たつて、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

#### 「医療提供体制の確保に関する基本方針」(厚生労働省告示)(抄)

○ 救急医療において、高度救命救急センターを医療計画に明示する場合

- ・ 広域的に対応する隣接都道府県のセンターを医療計画に記載することも可能

○ 周産期医療

- ・ 周産期医療体制の整備を進める中で、隣接都道府県との連携体制を必要に応じて確保することや救急医療との連携体制を確保することが重要

○ 救急医療や災害時における医療

- ・ 患者の緊急度、重症度等に応じた適切な対応が求められるため、救急用自動車はもとより、ドクターカー、ヘリコプター(ドクターヘリ、消防防災ヘリ等)等の搬送手段を活用することにより救急医療の確保を図ることが重要

### 【ドクターヘリ】

#### 「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」(平成19年法律第103号)(抄)

○ 第5条 (略)

- 2 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

## 6 開催状況・構成員・開催要項

### 傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会の開催状況

#### ■第1回検討事項

傷病者の搬送及び受入れの実施基準等について

- ・日 時 平成21年6月29日(月) 13:30~15:30
- ・場 所 全国都市会館 地下1階3・4会議室

#### ■第2回検討事項

傷病者の搬送及び受入れの実施基準等について

- ・日 時 平成21年10月2日(金) 10:00~12:00
- ・場 所 三田共用会議所 大会議室

#### ■第3回検討事項

傷病者の搬送及び受入れの実施基準等について

- ・日 時 平成21年10月16日(金) 13:00~15:00
- ・場 所 都道府県会館 大会議室

## 傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会 構成員

阿 真 京 子	(知ろう！小児医療 守ろう！子ども達の会代表)
荒木田 利 信	(金沢市消防局次長兼警防課長事務取扱)
有 賀 徹	(昭和大学医学部救急医学講座主任教授)
石 井 正 三	(日本医師会常任理事)
岩 田 太	(上智大学法学部教授)
遠 藤 敏 晴	(札幌市消防局警防部長)
岡 井 崇	(昭和大学医学部産婦人科学教室主任教授)
川 部 英 則	(香川県防災局長)
黒 瀬 敏 文	(京都府府民生活部長)
坂 本 哲 也	(帝京大学医学部救命救急センター教授)
笹 井 康 典	(大阪府健康医療部長)
島 崎 修 次	(杏林大学医学部救急医学教授)
杉 本 壽	(星ヶ丘厚生年金病院長)
田 上 泉	(さつま町消防本部消防長)
田 中 里 沙	(宣伝会議編集室長)
津 田 勝 康	(大阪市消防局救急・情報通信担当部長)
野 口 英 一	(東京消防庁救急部長)
前 野 一 雄	(読売新聞東京本社編集委員)
宮 坂 勝 之	(長野県立こども病院長)
山 崎 學	(日本精神科病院協会副会長)
山 本 修 三	(日本病院会長)
○山 本 保 博	(東京臨海病院長)
横 田 順一朗	(市立堺病院副院長)

【五十音順・敬称略】 ○は検討会座長】

## 傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会作業部会の 開催状況

### ■第1回検討事項

傷病者の搬送及び受入れの実施基準等について

- ・ 日 時 平成21年7月30日(木) 9:30~11:30
- ・ 場 所 銀座会議室 三丁目会議室2階A会議室

### ■第2回検討事項

傷病者の搬送及び受入れの実施基準等について

- ・ 日 時 平成21年8月25日(火) 14:00~16:00
- ・ 場 所 三番町共用会議所 2階大会議室

### ■第3回検討事項

傷病者の搬送及び受入れの実施基準等について

- ・ 日 時 平成21年9月11日(金) 15:00~17:00
- ・ 場 所 三田共用会議所 3階大会議室D・E

### ■第4回検討事項

傷病者の搬送及び受入れの実施基準等について

- ・ 日 時 平成21年9月29日(火) 16:00~18:00
- ・ 場 所 銀座会議室 三丁目会議室2階A会議室

傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会  
作業部会構成員

- 有 賀 徹 (昭和大学医学部救急医学講座主任教授)
- 井 上 敏 (京都府府民生活部消防安全課長)
- 岩 田 太 (上智大学法学部教授)
- 金 岡 利 明 (金沢市消防局警防課救急救助担当課長)
- 金 森 佳 津 (大阪府健康医療部保健医療室医療対策課参事)
- 木 村 清 貴 (香川県防災局危機管理課長)
- 齊 藤 英 一 (東京消防庁参事)
- 坂 本 哲 也 (帝京大学医学部救命救急センター教授)
- 佐々木 靖 (札幌市消防局救急課長)
- 寺 澤 秀 一 (福井大学医学部附属病院総合診療部教授)
- 森 野 一 真 (山形県立中央病院救命救急センター診療部部長)
- 安 田 和 弘 (巢鴨病院院長)
- 横 田 順一朗 (市立堺病院副院長)
- 横 田 裕 行 (日本医科大学大学院教授)

【五十音順・敬称略 ○は作業部会座長】

## 傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会開催要綱

### (開催)

第1条 総務省消防庁救急企画室及び厚生労働省医政局指導課（以下「事務局」という。）は、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

### (目的)

第2条 検討会は、消防法の一部を改正する法律(平成21年法律第34号)により都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置することとされたことを踏まえ、当該実施基準及び当該協議会に関する基本的事項について検討を行うことを目的とする。

### (検討会)

第3条 検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、総務省消防庁長官及び厚生労働省医政局長が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、構成員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故等ある場合は、座長が指定した構成員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。

### (作業部会)

第4条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

### (構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、平成22年3月31日までとするが延長を妨げないものとする。

### (庶務)

第6条 検討会に係る庶務は、事務局が行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他作業部会に関し必要事項は、座長が定める。

### 附則

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

# 資料編

# 消防法（昭和23年法律第186号）（抄）

## 第1章 総則

第1条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

## 第7章の2 救急業務

第35条の5 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第2条第9項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下この章において「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。

- 2 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 傷病者の心身等の状況（以下この項において「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
  - 二 前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称
  - 三 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準
  - 四 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準
  - 五 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
  - 六 前二号に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項
- 3 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならない。
- 4 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第35条の8第1項に規定する協議会の意見を聴かななければならない。
- 5 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、実施基準の変更について準用する。

第35条の6 総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第35条の7 消防機関は、傷病者の搬送に当たつては、実施基準を遵守しなければならない。

- 2 医療機関は、傷病者の受入れに当たつては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。

第35条の8 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 消防機関の職員
  - 二 医療機関の管理者又はその指定する医師
  - 三 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
  - 四 都道府県の職員
  - 五 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
- 4 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べるることができる。